



目 次

規 則	ページ
◎高知県公益法人等の監督等に関する規則	1
◎高知県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則	3
◎高知県職業能力開発促進法関係手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則	6
◎高知県会計規則の一部を改正する規則	6
告 示	
○公共測量の終了の通知（2件）	（用地対策課） 6
○道路の区域変更	（道 路 課） 6
○道路の供用開始（2件）	（ " " ） 6
○広告景観形成地区の指定及び広告景観形成方針の定め	（都市計画課） 6
◎告示（海岸保全区域の指定）の一部改正（2件）	（港湾・海岸課） 9
公 告	
○特定漁港漁場整備事業計画の変更案の縦覧	（漁港漁場課） 12
○開発行為に関する工事の完了	（都市計画課） 12
高知県人事委員会規則	
◎職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則	12
正 誤	
◎正誤（平22・2・17付け 規則ほか）	13

規 則

高知県公益法人等の監督等に関する規則をここに公布する。
平成27年2月27日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第8号
高知県公益法人等の監督等に関する規則
(趣旨)

第1条 この規則は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行

規則（平成19年内閣府令第68号。次条において「認定法施行規則」という。）並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第69号。同条において「整備法施行規則」という。）の規定に基づき、公益法人（認定法第2条第3号に規定する公益法人をいう。以下同じ。）及び移行法人（整備法第123条第1項に規定する移行法人をいう。以下同じ。）の監督等に関し必要な事項を定めるものとする。（閲覧等の場所及び時間）

第2条 認定法施行規則第39条第1項の行政庁が定める場所及び整備法施行規則第45条第1項の認可行政庁が定める閲覧所の場所は、知事の権限に属する事務を高知県教育長又は高知県警察本部長に補助執行させている公益法人又は移行法人から提出を受けた財産目録等（認定法第21条第4項に規定する財産目録等をいう。以下同じ。）又は公益目的支出計画実施報告書（整備法第127条第1項に規定する公益目的支出計画実施報告書をいう。以下同じ。）の閲覧又は謄写を除き、財産目録等を提出した公益法人又は公益目的支出計画実施報告書を提出した移行法人を所管する課（本庁（高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）第3条第1号に規定する本庁をいう。）の課をいう。第5条第3項において同じ。）の執務室内とする。

2 前項に規定する場所における閲覧又は謄写の時間は、県の執務時間内とする。（閲覧等の請求手続）

第3条 認定法第22条第2項若しくは第3項の規定により公益法人の財産目録等の閲覧若しくは謄写を請求し、又は整備法第127条第4項の規定により移行法人の公益目的支出計画実施報告書の閲覧若しくは謄写を請求しようとする者は、別記第1号様式による閲覧等請求書を知事に提出しなければならない。（公益法人の財産目録等の複写）

第4条 認定法第22条第2項若しくは第3項の規定により公益法人の財産目録等を謄写し、又は整備法第127条第4項の規定により移行法人の公益目的支出計画実施報告書を謄写しようとする者が当該財産目録等又は公益目的支出計画実施報告書の複写を申し出たときは、高知県県民室設置運営規則（平成15年高知県規則第95号）第11条及び第12条に定めるところによるものとする。（身分証明書）

第5条 認定法第27条第2項の職員の身分を示す証明書の様式は、別記第2号様式によるものとする。
2 整備法第128条第2項の職員の身分を示す証明書の様式は、

別記第3号様式によるものとする。
3 前2項の証明書の作成及び発行は、公益法人又は移行法人を所管する課において高知県事務処理規則（平成15年高知県規則第44号）の規定による決裁を終了させた後、高知県総務部法務課において行うものとする。

附 則

この規則は、平成27年3月1日から施行する。

別記

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

高知県知事 様

請求者 住所
氏名

（法人の場合は、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名）
電話番号

閲覧等請求書

次のとおり閲覧（謄写）を請求します。

閲覧又は謄写の別	
公益法人等の名称	
閲覧又は謄写をする書類の種類	
閲覧又は謄写の目的	
閲覧又は謄写の日時	年 月 日 時 分から
備考	

注 「閲覧又は謄写の日時」欄は、閲覧又は謄写を希望する日時を記入してください。

第2号様式（第5条関係）

8.5センチメートル

写真貼り付け箇所

第 号

身分証明書

所属

職名

氏名

年 月 日生

有効期限 年 月 日

上記の者は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第27条第1項の規定による立入検査をする職員であることを証明します。

年 月 日発行

高知県知事 印

5.4センチメートル

- 備考 1 写真の大きさは、縦4センチメートル、横3センチメートルとする。
2 この身分証明書を紛失し、又はこの身分証明書の記載事項に変更を生じたときは、直ちに所属長に報告しなければならない。
3 この身分証明書は、転任し、又は退職したときは、直ちに返納しなければならない。

（裏面）

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（抜粋）
（報告及び検査）

第27条 行政庁は、公益法人の事業の適正な運営を確保するために必要限度において、内閣府令で定めるところにより、公益法人に対し、その運営組織及び事業活動の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該公益法人の事務所に立ち入り、その運営組織及び事業活動の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
（権限の委任等）

第59条 内閣総理大臣は、第27条第1項の規定による権限（第6条各号に掲げる一般社団法人又は一般財団法人に該当するか否かの調査に関するものを除く。次項において同じ。）を委員会に委任する。

2 行政庁が都道府県知事である場合には、第27条第1項中「行政庁」とあるのは「第50条第1項に規定する合議制の機関」と、「その職員」とあるのは「その庶務をつかさどる職員」とする。

第66条 次のいずれかに該当する場合には、公益法人の理事、監事又は清算人は、50万円以下の過料に処する。
（1）・（2）略
（3）第27条第1項（第59条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第27条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

第3号様式（第5条関係）

	8.5センチメートル	
写真貼り付け箇所		第 号
	身分証明書	
	所属	
	職名	
	氏名	
	年 月 日生	
	有効期限 年 月 日	
	上記の者は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第128条第1項の規定による立入検査をする職員であることを証明します。	
	年 月 日発行	
	高知県知事	印

- 備考 1 写真の大きさは、縦4センチメートル、横3センチメートルとする。
 2 この身分証明書を紛失し、又はこの身分証明書の記載事項に変更を生じたときは、直ちに所属長に報告しなければならない。
 3 この身分証明書は、転任し、又は退職したときは、直ちに返納しなければならない。

（裏面）

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（抜粋）
 （報告及び検査）

第128条 認可行政庁は、移行法人が次のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由があるときは、この款の規定の施行に必要な限度において、移行法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告を求め、又はその職員に、当該移行法人の事務所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
 (1) 正当な理由がなく、第119条第2項第1号の支出をしないこと。
 (2) 各事業年度ごとの第119条第2項第1号の支出が、公益目的支出計画に定めた支出に比して著しく少ないこと。
 (3) 公益目的財産残額に比して当該移行法人の貸借対照表上の純資産額が著しく少ないにもかかわらず、第125条第1項の変更の認可を受けず、将来における公益目的支出計画の実施に支障が生ずるおそれがあること。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
 （権限の委任等）

第143条 略

2 認可行政庁が都道府県知事である場合には、第128条第1項中「認可行政庁」とあるのは「第138条第1項に規定する合議制の機関」と、「その職員」とあるのは「その庶務をつかさどる職員」とする。

第151条 移行法人又は公益法人の理事、監事又は清算人は、次のいずれかに該当する場合には、50万円以下の過料に処する。
 (1)・(2) 略
 (3) 第128条第1項の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

高知県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成27年2月27日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第9号

高知県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

高知県身体障害者福祉法施行細則（平成5年高知県規則第22号）の一部を次のように改正する。
 別記第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第2条、第3条関係）

年 月 日

高知県知事 様

医師氏名 ㊟

身体障害者福祉法指定医変更届

身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師として、下記のとおり変更しました（高知市長の指定から引き続き知事の指定を受けたい）ので、届け出ます。

記

1 変更年月日

2 変更の理由

3 変更（知事の指定）の内容

項目	変更前	変更後（知事の指定時）
医療機関の名称		
医療機関の所在地		
氏名		
勤務先		

注 指定の内容を変更した場合の届出は、変更した日から20日以内に提出してください。

別記第5号様式視覚障害の状況及び所見中「点線で」を「、点線で」に改め、同様式聴覚、平衡、音声、言語又はそしゃくの機能障害の状態及び所見中「その中の」を「、その中の」に、「決定するので」を「決定しますので」に、「語音明瞭度」を「語音明瞭度」に、「口唇・下顎」を「口唇・下顎」に、

「軟口蓋」を「軟口蓋」に、「唾液貯溜」を「唾液貯溜」に、「咽頭への」を「咽頭への」に、「喉頭挙上と喉頭内腔」を「喉頭挙上と喉頭内腔」に、「口唇・口蓋裂では、上下顎」を「口唇・口蓋裂では、上下顎」に、「腫瘍切除等による顎（顎関節）」を「腫瘍切除等による顎（顎関節）」に、「口蓋、頬」を「口蓋、頬」に、「咽頭及び喉頭」を「咽頭及び喉頭」に、「口蓋裂等」を「口蓋裂等」に改め、同様式肢体不自由の状況及び所見中「脊髄」を「脊髄」に、「いすに腰掛ける」を「椅子に腰掛ける」に、「みがく」を「磨く」に、「ふく」を「拭く」に、「車いす」を「車椅子」に、「（はしで）」を「（箸で）」に、「膝蓋骨」を「膝蓋骨」に、「肘」を「肘」に、「膝」を「膝」に、「反張膝等」を「反張膝等」に改め、同様式脳原性運動機能障害用中

「d 健側のつめを切る。 (可能・不可能)
e 健側のそで口のボタンを留める。 (可能・不可能)」

を
「d 健側の爪を切る。 (可能・不可能)
e 健側の袖口のボタンを留める。 (可能・不可能)」
に、「いすから」を「椅子から」に、「いすに座る」を「椅子に座る」に、「坐位」を「、坐位」に、

「d 健側のつめを切る。
大きめのつめ切り（約10センチメートル）で特別の細工のないものを患手で持つて行く。
e 健側のそで口のボタンを留める。
のりのきいていないワイシャツを健肢にそでだけ通し、患手でそで口のボタンを留める。
女性の被験者の場合も、男性用ワイシャツを用いる。」

を
「d 健側の爪を切る。
大きめの爪切り（約10センチメートル）で特別の細工のないものを患手で持つて行く。
e 健側の袖口のボタンを留める。
のりのきいていないワイシャツを健肢に袖だけ通し、患手で袖口のボタンを留める。女性
の被験者の場合も、男性用ワイシャツを用いる。」

に改め、同様式心臓の機能障害の状況及び所見（18歳以上用）中

「浮腫」を「浮腫」に、「陳旧性心筋梗塞」を「陳旧性心筋梗塞」に、

「5 人工ペースメーカー (有 年 月 日 手術・無)
人工弁移植・弁置換 (有 年 月 日 手術・無)」

「5 ペースメーカ (有 年 月 日 手術・無)
人工弁移植・弁置換 (有 年 月 日 手術・無)
6 ペースメーカの適応度 (クラスⅠ・クラスⅡ・クラスⅢ)
7 身体活動能力(運動強度) (メッツ)」
に改め、同様式心臓の機能障害の状況及び所見(18歳未満用)中
「肝 腫 大」
を
「肝 腫 大」
に、
「浮 腫」
を
「浮 腫」
に、
「ウ 肺静脈うっ血像 (有・無)」
を
「ウ 肺静脈鬱血像 (有・無)」
に、「閉塞」を「閉塞」に改め、同様式じん臓の機能障害の状況及び所見中「じん臓」を「腎臓」
に、「じん機能」を「腎機能」に、
「じん不全に基づく末梢神経症 (有・無)」
を
「腎不全に基づく末梢神経症 (有・無)」
に、
「じん不全に基づく消化器症状 (有・無)」
を
「腎不全に基づく消化器症状 (有・無)」
に、「浮腫」を「浮腫」に、「肺うっ血」を「肺鬱血」に、
「じん不全に基づく精神異常 (有・無)」
を
「腎不全に基づく精神異常 (有・無)」
に、
「じん性貧血 (有・無)」
を
「腎性貧血 (有・無)」
に、
「じん不全に直接関連するその他の症状 (有・無)」
を
「腎不全に直接関連するその他の症状 (有・無)」
に改め、同様式呼吸器の機能障害の状況及び所見中「胸膜癒着」を「胸膜癒着」に、
「気 腫 化」
を
「気 腫 化」
に改め、同様式ぼうこう又は直腸の機能障害の状態及び所見中「腎瘻」を「腎瘻」に、「腎盂瘻」
を「腎盂瘻」に改め、同様式ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害の状態及び所見(13歳以
上用)中「伝染性軟属腫等」を「伝染性軟属腫等」に改め、同様式ヒト免疫不全ウイルスによる免
疫の機能障害の状態及び所見(13歳未満用)中「口腔咽頭カンジダ症」を「口腔咽頭カンジダ症」

に、「平滑筋肉腫」を「平滑筋肉腫」に、「H I V腎症」を「H I V腎症」に、「リンパ節腫脹」
を「リンパ節腫脹」に、「肝腫大」を「肝腫大」に、「脾腫大」を「脾腫大」に、「耳下腺炎」を
「耳下腺炎」に改める。
別記第6号様式及び別記第8号様式中「かい書で」を「楷書で」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正前の高知県身体障害者福祉法施行細則別記様式は、この規則による改正後
の高知県身体障害者福祉法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

高知県職業能力開発促進法関係手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年2月27日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第10号

高知県職業能力開発促進法関係手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

高知県職業能力開発促進法関係手数料徴収条例施行規則（平成12年高知県規則第41号）の一部を次のように改正する。

別表中「機械保全」を削り、「ウェルポイント施工、表装」を「ウェルポイント施工、化学分析、表装」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

高知県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年2月27日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第11号

高知県会計規則の一部を改正する規則

高知県会計規則（平成4年高知県規則第2号）の一部を次のように改正する。

別記第11号様式及び別記第11号様式の2中「（送付先：四国銀行事務統括部集中センター）」を「（送付先：四国銀行集中センター）」に改める。

附 則

（施行期日等）

- この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の高知県会計規則（次項において「新規則」という。）の規定は、平成26年4月1日から適用する。（経過措置）
- この規則による改正前の高知県会計規則別記様式は、新規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

告 示

高知県告示第87号

南国市長から平成26年8月高知県告示第491号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が平成26年12月31日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成27年2月27日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第88号

国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所長から平成26年8月高知県告示第490号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が平成27年1月30日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成27年2月27日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第89号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成27年2月27日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成27年2月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路 線 名 高知空港インター
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
南国市久枝字開田乙625番1地先から 南国市田村字梶ヶ久保甲509番1地先まで	前	9.7 }	1439
	後	73.7	
南国市久枝字開田乙625番1地先から 南国市田村字島田甲435番1地先まで	後	9.7 }	1426
		48.4	

高知県告示第90号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成27年2月27日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成27年2月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路 線 名 神母木野市

3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
香美市土佐山田町加茂字加茂久保25番1から 香美市土佐山田町町田字淵ヶ上へ456番1まで	220	平成27年2月27日

高知県告示第91号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成27年2月27日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成27年2月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路 線 名 高知空港インター
- 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
南国市久枝字開田乙625番1地先から 南国市久枝字開田乙627番1地先まで	80	平成27年2月28日
南国市久枝字開田乙3番1地先から 南国市田村字島田甲435番1地先まで	1219	平成27年2月28日

高知県告示第92号

高知県屋外広告物条例（平成8年高知県条例第5号。以下「条例」という。）第7条第1項の規定に基づき広告景観形成地区として次のとおり指定し、同条第3項の規定により広告物の表示又は掲出物件の設置に関する広告景観形成方針（以下「形成方針」という。）を次のとおり定める。

なお、広告物又は掲出物件の種類は、条例及び高知県屋外広告物条例施行規則（平成8年高知県規則第81号。以下「規則」という。）の定めるところによるものとする。

平成27年2月27日

高知県知事 尾崎 正直

第1 広告景観形成地区の指定区域

県道高知空港インター（国道55号と交わる交差点から南国市道王子空港線との接点までの区間）及び当該道路から東西側方へ100メートル以内の区域（県道高知空港インターは、道路交通の用に供される路面の区域（停車可能な区域を含む。）とし、法面等を含まないものとする。）

第2 形成方針

1 広告物の表示又は掲出物件の設置に関する基本構想

県道高知空港インターは、高知龍馬空港と高知東部自動車道及び国道55号とを結ぶアクセス道路であり、当該道路が整備されることにより、陸・海・空の交通ネットワークが形成され、安全かつ快適な交通の確保、物流の効率化及び観光交流の更なる促進に大きく寄与するものとして、重要な意義を有している。

屋外広告物は、道路利用者に種々の情報を提供する一方、無秩序に設置されれば景観上支障となりやすい物件であり、県の空の玄関口である高知龍馬空港に直結する当該道路においては、景観に対する配慮と適切な情報提供とが高い次元で調和することが求められている。

ついては、次に掲げる事項を踏まえ、屋外広告物の適正なコントロールを行い、地域特性に応じた良好な景観の形成を図るものとする。

(1) 広告物の表示又は掲出物件の設置に当たっての留意事項

ア 広告物又は掲出物件は、地域景観の重要な要素であるので、周辺環境との調和及び連続性に配慮したデザイン並びに表示及び設置の方法とするとともに、安全性の確保及び適切な維持管理に努めること。

イ 建物の敷地内の広告物又は掲出物件は、建物等当該敷地内の他の要素と視覚的に一体としてとらえられることを考慮し、全体として調和が保たれるよう配慮すること。

ウ 広告物又は掲出物件は、単体としても質の高い優れたものとなるよう努めること。

(2) 広告物又は掲出物件の規制方針

ア 形状及び面積

(ア) 情報の提供量が過度なものとならないよう、また、他の地域よりも統一を図った美しい広告景観が形成されるよう、広告物又は掲出物件の規模の上限を低く設定すること。

(イ) 建物を利用する広告物又は掲出物件は、当該建物の姿を大きく崩さないものとするとともに、建物のアクセントとしての役割を明確にし、建物との対比における調和を図るため、建物との関係において相当程度面積上の差が生ずるようにすること。

(ウ) 敷地内独立広告物等は、他の広告物又は掲出物件に比して違和感がなく、かつ、建物の敷地全体として落ち着いてまとまりのある規模とすること。また、沿道景観として圧迫感の少ない高さとする。

(エ) 野立て広告物等のうち自家用広告物等以外のもは、他の広告物又は掲出物件に比して比較的設置の必要性が低く、また、当該道路においては、沿道景観上支障となりやすい物件であるため、規模を抑制して支障の程度を少なくするとともに、安定感のある形状で統一することにより、整然とした広告景観とすること。

なお、野立て広告物等のうち自家用広告物等については、営業に対する公平な配慮の観点から、敷地内独立広告物等と同様に取り扱うこと。

イ 色彩

野立て広告物等のうち自家用広告物等以外のもは、他の広告物又は掲出物件に比して比較的設置の必要性が低く、また、当該道路においては、沿道景観上支障となりやすい物件であるため、色彩面において特に目立つことがないようにすること。

ウ 意匠及び素材

沿道景観の品位を保ち、落ち着いた雰囲気となるよう、特に目立つ意匠のもの及び安易な仕様のものは、設置しないようにすること。

エ 位置その他

(ア) 敷地内独立広告物等は、敷地内への乱雑な設置を避けるため、数量を限定し、広告物又は掲出物件の集合化を促進するとともに、質の向上を図ること。

(イ) 野立て広告物等のうち自家用広告物等以外のもは、他の広告物又は掲出物件に比して比較的設置の必要性が低く、また、当該道路においては、沿道景観上支障となりやすい物件であるため、表示面積又は表示可能面積の数量を極力抑制することとし、制限された数量の中で公平な運用が図られるよう、申請者別に設置数量を規制すること。

また、当該道路から一定の距離を置いて設置するようにし、圧迫感の少ない広告景観とすること。

オ 適用除外

自家用広告物等については、アからエまでの規定の趣旨に適合する範囲内において、一般適用除外規定（当該広告景観形成地区に指定されないとしたときに当該区域に適用されるべき条例及び規則の広告物の表示又は掲出物件の設置に関する適用除外の規定をい

う。）を適用すること。

2 広告物又は掲出物件の形状、面積、色彩、意匠、素材、位置その他表示又は設置の方法に関する事項（広告物又は掲出物件の許可基準）

(1) 形状及び面積

ア 屋上広告物等（アドバルーンを除く。以下同じ。）

(ア) 広告物又は掲出物件の上端から地盤面までの高さが8メートルを超え51メートル以下のときは、当該広告物又は掲出物件の縦の長さは、当該広告物を表示し、又は当該掲出物件を設置する建物の高さの4分の1以下かつ4メートル以下であること。

(イ) 広告物又は掲出物件は、縦長のものでないこと。

イ 壁面等広告物等

広告物の表示面積又は掲出物件の表示可能面積の合計は、当該広告物を表示し、又は当該掲出物件を設置する壁面の51メートル以下の部分の壁面面積の8分の1以下であること。

ウ 敷地内独立広告物等及び野立て広告物等（野立て広告物等にあつては、自家用広告物等に限る。）

(ア) 広告物の表示面積又は掲出物件の表示可能面積は、1面につき10平方メートル以下であり、かつ、1基につき30平方メートル以下であること。

(イ) 広告物又は掲出物件の高さは、地盤面から8メートル以下であること。

エ 野立て広告物等（自家用広告物等並びに電柱等利用広告物等及び公益物件利用広告物等であるものを除く。）

(ア) 広告物又は掲出物件の表示面の形状は、長方形の板状で、2面（片面又は両面）までの表示であること。

(イ) 広告物又は掲出物件の支柱は、2本で、表示面の側方からそれぞれ当該表示面の横の長さの2割の長さ分内側の位置に設置すること。

(ウ) 次のいずれかに該当すること。

a 広告物又は掲出物件の上端までの高さは直近の当該道路の路面から3.6メートル以上4メートル以下であり、かつ、表示面の縦の長さは2.2メートル以上2.5メートル以下で、表示面の横の長さは3.6メートル以上4メートル以下であること。

b 広告物又は掲出物件の上端までの高さは直近の当該道路の路面から4メートル以下であり、かつ、表示面は横の長さが縦の長さの1.4倍以上1.8倍以下の横長で、広告物の表示面積又は掲出物件の表示可能面積は1面につき4平方メートル以下であること。

(2) 色彩

野立て広告物等（自家用広告物等並びに電柱等利用広告

物等及び公益物件利用広告物等であるものを除く。)

マンセル表色系(日本工業規格のZ8721に定める三属性による色の表示方法をいう。)に規定する明度4以下の色、暖色系のR(赤)、YR(橙)及びY(黄)の彩度10以上の色並びに暖色系のR(赤)、YR(橙)及びY(黄)以外の彩度6以上の色の部分は、表示面のそれぞれについて、広告物の表示面積又は掲出物件の表示可能面積の4分の1以下であること。

なお、広告物の表示面積又は掲出物件の表示可能面積に対する割合は、彩度の高い色の部分を内包することができる二つまでの長方形又は正方形の組合せの面積で算定するものとする。

(3) 意匠及び素材

ア 共通事項

(ア) 蛍光の素材を使用しないこと。

(イ) 照明装置付きのものは、当該照明装置は、次によること。

a 点滅しない構造であること。

b 表示の方向から見た場合に、光源が隠れ、又は半透明のもので覆われていること(ネオンサイン及び電光表示装置を除く。)

イ 屋上広告物等

支柱及び骨組みが露出しないようにすること(当該道路から支柱及び骨組みを展望することができないものを除く。)

ウ 敷地内独立広告物等及び野立て広告物等(野立て広告物等にあつては、自家用広告物等に限る。)

表示面の裏面の骨組みが露出しないようにすること(当該道路から裏面の骨組みを展望することができないものを除く。)

エ 野立て広告物等(自家用広告物等並びに電柱等利用広告物等及び公益物件利用広告物等であるものを除く。)

(ア) 表示面の裏面の骨組みが露出しないようにすること(当該道路から裏面の骨組みを展望することができないものを除く。)

(イ) ネオンサイン及び電光表示装置を使用しないこと。

(4) 位置その他

ア 敷地内独立広告物等及び野立て広告物等(野立て広告物等にあつては、自家用広告物等に限る。)

許可の期間が6月以内の簡易な広告物又は掲出物件を除き、設置の数量は、一の敷地内について2基以下であること。ただし、敷地内独立広告物等及び野立て広告物等(野立て広告物等にあつては、自家用広告物等に限る。)の相互間の距離(当該2基の相互間の距離を除

く。)が30メートル以上離れている場合は、2基を超えて表示し、又は設置することができる。

イ 野立て広告物等(自家用広告物等並びに電柱等利用広告物等及び公益物件利用広告物等であるものを除く。)

(ア) 野立て広告物等(自家用広告物等並びに電柱等利用広告物及び公益物件利用広告物等であるものを除く。)の相互間の距離は、100メートル以上離れていること。

(イ) 当該道路から4メートル以上離れていること。

(ウ) 当該道路と国道55号との交差点から100メートル以上離れていること。

(エ) 許可を受けて広告物を表示し、又は掲出物件を設置することができる数量は、申請者1人につき2基までとすること。

(5) 備考

ア 一の広告物又は掲出物件が複数の種類に該当するときは、その該当する全ての種類に係る許可基準に適合しなければならないこと。

イ この許可基準が一般規制規定(当該広告景観形成地区に指定されないとしたときに当該区域に適用されるべき条例及び規則の広告物の表示又は掲出物件の設置に関する禁止又は制限の規定をいう。以下同じ。)よりも厳しいものである場合はこの許可基準を適用し、この許可基準が一般規制規定よりも緩和するものである場合は一般規制規定を適用すること。

3 適用除外に関する事項

条例第9条第2項第1号に掲げる広告物又は掲出物件で、2の規定に適合するものには、条例第7条第4項の規定は、適用しない。

4 形成方針の実施に関し必要な事項

(1) 手数料の免除

この広告景観形成地区においては、条例第51条第2項第2号の規定に基づき、広告物又は掲出物件について許可の手数料を免除する。ただし、次に掲げる広告物又は掲出物件については、この限りでない。

ア (3)のイの規定の適用を受ける広告物又は掲出物件

イ (3)のウの規定の適用を受ける広告物又は掲出物件
(3)のエの規定により優先の取扱いを受ける広告物又は掲出物件のうち、当該指定による規制に適合するもの及び変更又は改造により適合することとなるものを除く。)

(2) 施行期日

この形成方針は、平成27年2月28日から施行する。

(3) 経過措置等

ア 当該指定による規制の施行の際現に条例の規定により

適法に表示されている広告物又は設置されている掲出物件(条例の規定により許可を受けて表示され、又は設置されているものを除く。)で、当該指定による規制に適合しないこととなるものについては、平成33年3月31日までの間は、なお従前の例により表示し、又は設置することができる。

イ 当該指定による規制の施行の際現に条例の規定により許可を受けて表示されている広告物又は設置されている掲出物件(野立て広告物等(自家用広告物等並びに電柱等利用広告物等及び公益物件利用広告物等であるものを除く。))を除外することとなるものについては、当該許可の期間は、なお従前の例により表示し、又は設置し、及び当該許可の期間を経過した後引き続き許可の期間の更新の許可を受けて表示し、又は設置することができる。この場合において、当該許可の期間は、平成33年3月31日を超えることができない。

ウ 当該指定による規制の施行の際現に条例の規定により許可を受けて表示され、又は設置されている野立て広告物等(自家用広告物等並びに電柱等利用広告物等及び公益物件利用広告物等であるものを除く。))については、当該指定による規制への適合の有無にかかわらず、当該許可の期間は、なお従前の例により表示し、又は設置し、及び当該許可の期間を経過した後引き続き許可の期間の更新の許可を受けて表示し、又は設置することができる。この場合において、当該許可の期間は、平成33年3月31日を超えることができない。

エ ウの規定にかかわらず、オに規定する優先の取扱いを受ける野立て広告物等(自家用広告物等並びに電柱等利用広告物等及び公益物件利用広告物等であるものを除く。))については、当該指定による規制に適合するもの及び許可を受けて変更又は改造を行い、平成33年3月31日までに当該指定による規制に適合することとなったものに限り、同日を超えて許可の期間の更新の許可を受けて表示し、又は設置することができる。この場合において、広告物又は掲出物件の位置の10メートル以内の変更は、変更又は改造の範囲内とみなす。

オ 優先の取扱いを受ける野立て広告物等(自家用広告物等並びに電柱等利用広告物等及び公益物件利用広告物等であるものを除く。))を分別して定める手順は、次のとおりとする。この場合において、(ア)から(エ)までの規定の手順は、この順に進めるものとする。

(ア) 広告物の表示又は掲出物件の設置の位置を10メートル以内で変更したとしても、当該指定による位置の規制に適合しない場合は、優先の取扱いの検討対象か

ら除外する。

なお、この検討の際には、広告物又は掲出物件の相互間の距離の規制について審査を要しないものとする。

(イ) 優先の取扱いの検討対象から除外されない広告物又は掲出物件のうち許可の日が最も古いものを第1順位とする（許可の日が同一である場合は、表示面積又は表示可能面積が最も小さいものを優先する。以下同じ。）。

(ウ) 第1順位の広告物又は掲出物件を基準として、当該指定による広告物又は掲出物件の相互間の距離の規制に抵触する周囲の広告物又は掲出物件を優先の取扱いの検討対象から除外し、抵触しない広告物又は掲出物件のうち許可の日が最も古いものを第2順位とする。

(エ) 以下同様に、許可の日による分別及び広告物又は掲出物件の相互間の距離の規制への適合の有無による分別を経て、優先の取扱いを受ける広告物又は掲出物件を定める。

(オ) 優先の取扱いを受ける広告物又は掲出物件を分別する手順において定める優先順位は、分別の手順においてのみ効力を有するものとし、優先の取扱いを受ける広告物又は掲出物件は、相互に平等な取扱いを受けるものとする。

(カ) 優先の取扱いを受ける広告物又は掲出物件であっても、位置の変更を伴う変更又は改造により他の広告物又は掲出物件との相互間の距離が短くなり、当該指定による規制の基準に抵触することとなる場合は、優先の取扱いを受ける資格を失うものとする。

(キ) 優先の取扱いを受ける広告物又は掲出物件以外の広告物又は掲出物件は、当該指定による規制の施行の日以後平成33年3月31日までの間に生じた事情の変化にかかわらず、優先の取扱いを受けることはないものとする。

カ 当該指定により規制の施行の日以後平成33年3月31日までの間に許可を受けて新規に表示し、又は設置する野立て広告物等（自家用広告物等並びに電柱等利用広告物等及び公益物件利用広告物等であるものを除く。）は、ア、ウ及びエの規定の適用により許可を受けて表示され、又は設置されている野立て広告物等（自家用広告物等並びに電柱等利用広告物等及び公益物件利用広告物等であるものを除く。）から100メートル以上離れていなければならない。

キ 当該指定による規制に適合して表示されている広告物又は設置されている掲出物件（条例の規定により許可を

受けて表示され、又は設置されているものを除く。）で、供用の開始、道路構造物の変更等の事情により当該指定による規制に適合しないこととなるものについては、当該事情の発生の日の直後の4月1日から起算して3年間は、なお従前の例により表示し、又は設置することができる。

ク 当該指定による規制により許可を受けて表示されている広告物又は設置されている掲出物件で、供用の開始、道路構造物の変更等の事情により当該指定による規制に適合しないこととなるものについては、当該許可の期間は、なお従前の例により表示し、又は設置し、及び当該許可の期間を経過した後引き続き許可の期間の更新の許可を受けて表示し、又は設置することができる。この場合において、当該許可の期間は、当該事情の発生の日の直後の4月1日から起算して3年間を超えることができない。

高知県告示第93号

昭和33年5月高知県告示第370号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

平成27年2月27日

高知県知事 尾崎 正直

別表中

中ノ浦	〃	〃	〃	〃	東分	〃
			字イチラク3463ノ			
			3から	〃	〃	〃
			字ナカシオタ3504			
			ノイノ2まで			

を

中ノ浦	〃	〃	須崎市浦ノ内東分	陸地は、
			字イチラク3463ノ	堤防裏法
			3から	尻から1
			〃	メートル
			〃	以内の土
			字ナカシオタ3504	地
			ノイノ2まで	水面は、
				干潮線から
				10メートル
				以内
				の水面

に改める。

高知県告示第94号

昭和41年8月高知県告示第387号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

平成27年2月27日

高知県知事 尾崎 正直

8及び9を次のように改める。

8 丸山海岸

(1) 基準点

ア 室戸市室戸岬町三津字岩坂7183番3地先に設けた点（基準点）を基準点1とする。

イ 基準点1から方位角196度17分16秒102.010メートルの点（基準点）を基準点2とする。

ウ 基準点2から方位角189度44分52秒132.856メートルの点（基準点）を基準点3とする。

エ 基準点3から方位角201度33分41秒241.381メートルの点（基準点）を基準点4とする。

オ 基準点4から方位角180度26分17秒238.549メートルの点（基準点）を基準点5とする。

(2) 補助点

ア 基準点1から基準点5までの間の海上に基1Aから基5Aまでを設定する。

イ 基準点1から基準点5までの間の陸側は、防波堤の法尻にある側溝外を境界とし、基1Bから基5Bまでを設定する。

ウ 各補助点の位置は、次に掲げるとおりとする。

基1A 基準点1から方位角107度26分51秒300.000メートルの点

基3A 基準点3から方位角105度39分16秒300.000メートルの点

基4A 基準点4から方位角101度00分00秒300.000メートルの点

基5A 基準点5から方位角90度26分17秒300.000メートルの点

基1B 基準点1から方位角287度26分03秒0.597メートルの点

基1B-1 基準点1から方位角221度13分42秒11.427メートルの点

基1B-2 基準点1から方位角216度16分28秒30.680メートルの点

基1B-3 基準点1から方位角213度25分38秒54.697メートルの点

基1B-4 基準点1から方位角209度23分45秒65.508メートルの点

基1B-5 基準点1から方位角210度55分52秒66.357メートルの点

基1 B-6 基準点1から方位角208度37分02秒72.568メートルの点	メートルの点	ケ 基準点8から方位角337度11分53秒115.331メートルの点(基準鈺)を基準点9とする。
基1 B-7 基準点1から方位角207度17分14秒71.822メートルの点	基4 B-8 基準点4から方位角202度02分26秒39.700メートルの点	コ 基準点9から方位角338度27分29秒110.207メートルの点(基準鈺)を基準点10とする。
基1 B-8 基準点1から方位角206度27分39秒78.254メートルの点	基4 B-9 基準点4から方位角191度20分24秒120.784メートルの点	(2) 補助点
基2 B 基準点2から方位角273度16分35秒7.839メートルの点	基4 B-10 基準点4から方位角190度23分42秒141.299メートルの点	ア 基準点1から基準点10までの間の海上に基1 Aから基10 Aまでを設定する。
基2 B-1 基準点2から方位角193度51分51秒42.634メートルの点	基4 B-11 基準点4から方位角189度06分11秒161.602メートルの点	イ 基準点1から基準点10までの間の陸側は、基1 Bから基1 B-4までの間は国道を境界とし、基1 B-5から基10 Bまでの間は旧防波堤裏の法尻先を境界とし、基1 Bから基10 Bまでを設定する。
基2 B-2 基準点2から方位角195度19分59秒42.983メートルの点	基4 B-12 基準点4から方位角187度30分52秒182.137メートルの点	ウ 各補助点の位置は、次に掲げるとおりとする。
基2 B-3 基準点2から方位角192度34分46秒56.481メートルの点	基4 B-13 基準点4から方位角185度36分01秒205.018メートルの点	基1 A 基準点1から方位角255度42分13秒250.000メートルの点
基2 B-4 基準点2から方位角191度20分12秒56.986メートルの点	基4 B-14 基準点4から方位角184度32分38秒211.672メートルの点	基3 A 基準点3から方位角252度18分00秒250.000メートルの点
基2 B-5 基準点2から方位角190度47分42秒63.792メートルの点	基4 B-15 基準点4から方位角184度59分44秒215.495メートルの点	基5 A 基準点5から方位角252度02分26秒250.000メートルの点
基2 B-6 基準点2から方位角190度36分46秒92.435メートルの点	基4 B-16 基準点4から方位角183度16分17秒232.835メートルの点	基8 A 基準点8から方位角245度22分14秒250.000メートルの点
基2 B-7 基準点2から方位角191度29分46秒112.111メートルの点	基4 B-17 基準点4から方位角182度34分49秒231.734メートルの点	基10 A 基準点10から方位角250度42分13秒250.000メートルの点
基3 B 基準点3から方位角285度39分19秒8.001メートルの点	基5 B 基準点5から方位角270度26分15秒6.547メートルの点	基1 B 基準点1から方位角75度42分10秒28.163メートルの点
基3 B-1 基準点3から方位角205度03分41秒181.131メートルの点	(3) 区域	基1 B-1 基準点1から方位角58度42分20秒24.684メートルの点
基3 B-2 基準点3から方位角204度37分57秒201.571メートルの点	基準点1、基1 Aから基5 Aまで、基準点5、基5 Bから基1 Bまで及び基準点1の各点を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域	基1 B-2 基準点1から方位角36度01分29秒24.775メートルの点
基3 B-3 基準点3から方位角203度59分57秒222.035メートルの点	9 坂本海岸	基1 B-3 基準点1から方位角16度37分02秒42.272メートルの点
基4 B 基準点4から方位角280度59分44秒7.649メートルの点	(1) 基準点	基1 B-4 基準点1から方位角4度23分00秒57.635メートルの点
基4 B-1 基準点4から方位角232度52分51秒12.784メートルの点	ア 室戸市室戸岬町字濱4375番1地先に設けた点(基準鈺)を基準点1とする。	基1 B-5 基準点1から方位角0度32分02秒66.116メートルの点
基4 B-2 基準点4から方位角233度53分15秒13.241メートルの点	イ 基準点1から方位角336度28分23秒96.343メートルの点(基準鈺)を基準点2とする。	基1 B-6 基準点1から方位角353度49分32秒91.997メートルの点
基4 B-3 基準点4から方位角215度39分00秒22.293メートルの点	ウ 基準点2から方位角342度19分51秒105.357メートルの点(基準鈺)を基準点3とする。	基2 B 基準点2から方位角66度28分11秒27.513メートルの点
基4 B-4 基準点4から方位角213度36分06秒22.319メートルの点	エ 基準点3から方位角342度16分07秒105.036メートルの点(基準鈺)を基準点4とする。	基3 B 基準点3から方位角78度46分32秒22.239メートルの点
基4 B-5 基準点4から方位角210度50分11秒25.242メートルの点	オ 基準点4から方位角342度04分59秒108.186メートルの点(基準鈺)を基準点5とする。	基3 B-1 基準点3から方位角11度45分52秒46.859メートルの点
基4 B-6 基準点4から方位角212度59分46秒25.697メートルの点	カ 基準点5から方位角341度59分50秒86.791メートルの点(基準鈺)を基準点6とする。	基3 B-2 基準点3から方位角1度16分43秒72.337メートルの点
基4 B-7 基準点4から方位角203度45分46秒39.973	キ 基準点6から方位角339度26分55秒106.079メートルの点(基準鈺)を基準点7とする。	基4 B 基準点4から方位角69度57分20秒24.373メー
	ク 基準点7から方位角333度32分35秒87.963メートルの点(基準鈺)を基準点8とする。	

<p>ルの点</p> <p>基4B-1 基準点4から方位角0度04分40秒84.774メートルの点</p> <p>基5B 基準点5から方位角63度24分55秒27.239メートルの点</p> <p>基5B-1 基準点5から方位角6度40分14秒68.414メートルの点</p> <p>基6B 基準点6から方位角84度47分29秒28.783メートルの点</p> <p>基6B-1 基準点6から方位角51度50分38秒29.271メートルの点</p> <p>基6B-2 基準点6から方位角4度35分59秒60.529メートルの点</p> <p>基7B 基準点7から方位角68度45分20秒22.581メートルの点</p> <p>基8B 基準点8から方位角61度17分36秒20.513メートルの点</p> <p>基8B-1 基準点8から方位角350度37分04秒83.829メートルの点</p> <p>基9B 基準点9から方位角67度42分06秒20.059メートルの点</p> <p>基9B-1 基準点9から方位角349度27分55秒102.564メートルの点</p> <p>基10B 基準点10から方位角70度42分09秒19.557メートルの点</p> <p>(3) 区域</p> <p>基準点1、基1Aから基10Aまで、基準点10、基10Bから基1Bまで及び基準点1の各点を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域</p> <p>13を次のように改める。</p> <p>13 吉良川海岸</p> <p>(1) 基準点</p> <p>ア 室戸市吉良川町字東松原甲3435番地先に設けた点(基準^{ひょう}鉾)を基準点1とする。</p> <p>イ 基準点1から方位角327度20分18秒89.201メートルの点(基準^{ひょう}鉾)を基準点2とする。</p> <p>ウ 基準点2から方位角327度18分56秒116.210メートルの点(基準^{ひょう}鉾)を基準点3とする。</p> <p>エ 基準点3から方位角322度03分33秒148.125メートルの点(基準^{ひょう}鉾)を基準点4とする。</p> <p>オ 基準点4から方位角292度47分02秒69.533メートルの点(基準^{ひょう}鉾)を基準点5とする。</p> <p>カ 基準点5から方位角300度35分36秒126.811メートルの点(基準^{ひょう}鉾)を基準点6とする。</p> <p>キ 基準点6から方位角300度43分55秒138.785メートルの点</p>	<p>(基準^{ひょう}鉾)を基準点7とする。</p> <p>ク 基準点7から方位角301度21分38秒87.295メートルの点(基準^{ひょう}鉾)を基準点8とする。</p> <p>ケ 基準点8から方位角301度20分32秒147.691メートルの点(基準^{ひょう}鉾)を基準点9とする。</p> <p>コ 基準点9から方位角300度58分05秒82.052メートルの点(基準^{ひょう}鉾)を基準点10とする。</p> <p>サ 基準点10から方位角304度01分37秒107.560メートルの点(基準^{ひょう}鉾)を基準点11とする。</p> <p>シ 基準点11から方位角312度02分43秒239.097メートルの点(基準^{ひょう}鉾)を基準点12とする。</p> <p>ス 基準点12から方位角275度54分12秒126.182メートルの点(基準^{ひょう}鉾)を基準点13とする。</p> <p>セ 基準点13から方位角282度16分54秒142.851メートルの点(基準^{ひょう}鉾)を基準点14とする。</p> <p>ソ 基準点14から方位角296度35分46秒94.637メートルの点(基準^{ひょう}鉾)を基準点15とする。</p> <p>タ 基準点15から方位角293度03分46秒196.923メートルの点(基準^{ひょう}鉾)を基準点16とする。</p> <p>チ 基準点16から方位角298度18分54秒129.581メートルの点(基準^{ひょう}鉾)を基準点17とする。</p> <p>ツ 基準点17から方位角294度50分22秒142.040メートルの点(基準^{ひょう}鉾)を基準点18とする。</p> <p>テ 基準点18から方位角300度03分17秒138.275メートルの点(基準^{ひょう}鉾)を基準点19とする。</p> <p>ト 基準点19から方位角302度57分14秒106.750メートルの点(基準^{ひょう}鉾)を基準点20とする。</p> <p>ナ 基準点20から方位角303度00分18秒147.127メートルの点(基準^{ひょう}鉾)を基準点21とする。</p> <p>(2) 補助点</p> <p>ア 基準点1から基準点21までの間の海上に基1Aから基21Aまでを設定する。</p> <p>イ 基準点1から基準点21までの間の陸側は、基1Bから基2B-1までの間は旧防波堤裏の法尻から民地側に0.5メートルの位置を境界とし、基2B-2及び基3Bは防波堤裏の法尻から3メートルの位置を境界とし、基3B-1及び基3B-2は河川区域を境界とし、基3B-3は国道を境界とし、基4Bは防波堤裏にある側溝の海側を境界とし、基4B-1から基5B-1までの間は防波堤裏の法尻から民地側に1メートルの位置を境界とし、基6Bから基10Bまでの間は防波堤裏の法尻から民地側の0.6メートルの位置を境界とし、基10B-1から基11B-1までの間は防波堤裏の法尻から民地側に0.1メートルの位置を境界とし、基11B-2から基11B-4までの間は河川区域を境界とし、基11B-5から基12Bまでの間は国道を境界とし、</p>	<p>基12B-1から基14Bまでの間は防波堤裏の法尻から国道側に平均2.5メートルの位置にある側溝の海側を境界とし、基14B-1から基21Bまでの間は海側の旧防波堤の法尻から民地側に3.8メートルの位置を境界とし、基1Bから基21Bまでを設定する。</p> <p>ウ 各補助点の位置は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>基1A 基準点1から方位角245度16分15秒300.000メートルの点</p> <p>基5A 基準点5から方位角206度41分20秒300.000メートルの点</p> <p>基8A 基準点8から方位角211度21分05秒300.000メートルの点</p> <p>基11A 基準点11から方位角214度01分34秒300.000メートルの点</p> <p>基14A 基準点14から方位角199度26分22秒300.000メートルの点</p> <p>基16A 基準点16から方位角205度41分20秒300.000メートルの点</p> <p>基18A 基準点18から方位角207度26分49秒300.000メートルの点</p> <p>基21A 基準点21から方位角213度00分20秒300.000メートルの点</p> <p>基1B 基準点1から方位角56度56分05秒6.131メートルの点</p> <p>基2B 基準点2から方位角83度14分59秒6.619メートルの点</p> <p>基2B-1 基準点2から方位角334度50分27秒43.000メートルの点</p> <p>基2B-2 基準点2から方位角329度36分47秒110.379メートルの点</p> <p>基3B 基準点3から方位角49度38分51秒4.023メートルの点</p> <p>基3B-1 基準点3から方位角341度43分51秒13.334メートルの点</p> <p>基3B-2 基準点3から方位角325度15分01秒110.520メートルの点</p> <p>基3B-3 基準点3から方位角322度59分43秒146.539メートルの点</p> <p>基4B 基準点4から方位角30度10分53秒1.758メートルの点</p> <p>基4B-1 基準点4から方位角317度20分32秒9.741メートルの点</p> <p>基5B 基準点5から方位角30度10分46秒5.349メートルの点</p> <p>基5B-1 基準点5から方位角303度42分12秒55.142</p>
--	---	--

メートルの点
 基6B 基準点6から方位角310度27分24秒6.490メートルの点
 基7B 基準点7から方位角224度28分07秒1.866メートルの点
 基8B 基準点8から方位角332度12分45秒3.689メートルの点
 基9B 基準点9から方位角331度31分54秒3.568メートルの点
 基9B-1 基準点9から方位角303度02分09秒65.298メートルの点
 基10B 基準点10から方位角39度57分27秒2.269メートルの点
 基10B-1 基準点10から方位角21度10分58秒0.877メートルの点
 基11B 基準点11から方位角73度17分05秒1.022メートルの点
 基11B-1 基準点11から方位角19度23分26秒27.623メートルの点
 基11B-2 基準点11から方位角31度56分17秒55.096メートルの点
 基11B-3 基準点11から方位角15度41分09秒71.175メートルの点
 基11B-4 基準点11から方位角322度32分52秒236.418メートルの点
 基11B-5 基準点11から方位角318度00分23秒241.933メートルの点
 基11B-6 基準点11から方位角314度40分12秒239.686メートルの点
 基12B 基準点12から方位角30度54分24秒1.890メートルの点
 基12B-1 基準点12から方位角291度03分47秒27.683メートルの点
 基12B-2 基準点12から方位角286度31分02秒46.088メートルの点
 基13B 基準点13から方位角333度47分54秒4.935メートルの点
 基13B-1 基準点13から方位角281度45分18秒27.979メートルの点
 基13B-2 基準点13から方位角280度01分43秒34.771メートルの点
 基13B-3 基準点13から方位角278度32分08秒90.052メートルの点
 基14B 基準点14から方位角30度36分37秒4.114メートルの点

基14B-1 基準点14から方位角310度40分35秒73.067メートルの点
 基15B 基準点15から方位角8度59分21秒16.723メートルの点
 基16B 基準点16から方位角11度24分42秒16.785メートルの点
 基17B 基準点17から方位角33度54分59秒16.155メートルの点
 基17B-1 基準点17から方位角306度43分54秒115.933メートルの点
 基18B 基準点18から方位角322度14分28秒40.907メートルの点
 基18B-1 基準点18から方位角311度37分05秒64.272メートルの点
 基19B 基準点19から方位角45度40分40秒17.159メートルの点
 基20B 基準点20から方位角26度58分39秒17.088メートルの点
 基20B-1 基準点20から方位角311度47分24秒107.223メートルの点
 基21B 基準点21から方位角37度20分16秒16.186メートルの点

(3) 区域

基準点1、基1Aから基21Aまで、基準点21、基21Bから基1Bまで及び基準点1の各点を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域

 公 告

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第10項の規定により特定漁港漁場整備事業計画を変更しようとするので、同条第11項において準用する同条第4項の規定により次のとおり公告し、当該特定漁港漁場整備事業計画の変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、同条第11項において準用する同条第5項の規定に基づき、当該特定漁港漁場整備事業計画の変更案について意見がある者は、当該縦覧期間満了の日までに知事に対し意見書を提出することができる。

平成27年2月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 特定漁港漁場整備事業計画の名称
東洋地区特定漁港漁場整備事業計画
- 2 特定漁港漁場整備事業計画の変更案の縦覧場所
高知県水産振興部漁港漁場課及び高知県安芸土木事務所室戸事務所並びに東洋町役場

3 特定漁港漁場整備事業計画の変更案の縦覧期間
平成27年2月27日から同年3月18日まで

~~~~~  
 都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。  
 平成27年2月27日

高知県知事 尾崎 正直

| 許可番号                     | 開発区域に含まれる地域の名称      | 開発許可を受けた者の住所及び氏名     |
|--------------------------|---------------------|----------------------|
| 平成27年1月14日<br>26高都計第513号 | 南国市大埴字島田甲<br>2329番2 | 南国市大埴甲2341番地<br>浜田 公 |

-----  
 人 事 委 員 会 規 則  
 -----

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年2月27日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第2号

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給等に関する規則（昭和31年高知県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

付則第9項第4号中「免震重要棟内」を「免震重要棟内又は新事務棟内」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

-----  
正 誤  
-----

| 公報日付      | 公報番号 | 種類  | ページ | 欄<br>(行)     | 正                  | 誤                 |
|-----------|------|-----|-----|--------------|--------------------|-------------------|
| 平22・2・17  | 号外4  | ◎規則 | 25  | 右<br>(8)     | (法第45条第1項)         | (法第45条1項)         |
| 平25・3・28  | 号外12 | ◎規則 | 11  | 左<br>(21~22) | 原状回復等の措置命令         | 現状回復等の措置命令        |
| 平26・10・21 | 号外55 | ◎規則 | 5   | 左<br>(43)    | 「、 <u>薬局</u> 等」に改め | 「 <u>薬局</u> 等」に改め |